

補助金調書

補助金名	福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金				担当課 (連絡先)	水道局計画部流域連携課 (TEL 483-3194)
交 付 先	☐ 団体	市民団体			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期	毎年1月上旬～2月末			
(公募の場合) 応募要件	・福岡市に居住又は勤務、若しくは通学する者が概ね20名以上の団体であること。 ・育林活動や水源地域との交流事業等、補助対象となる活動を実施すること。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成11	年度	経過年数	27	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 水道水源のかん養機能の向上や水源地域との連携強化を図るため、市民団体が実施する育林等の活動や水源地域との交流活動に対し、その経費の一部を助成するもの。 【対象事業】 ①福岡市関連の水源地域での植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等 の 活動 ②水源地域の住民との交流活動 ③水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催(ただし、市内で開催されるものに限る。)					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	水源の多くを市外に依存している本市にとって、水源地域との良好な関係構築は重要な課題であるが、本助成金は、市民が水源地域において主体的に森林活動や住民間交流を行うことを支援する制度であり、水源かん養機能の向上及び水源地域との連携を図ることを推進するものであるため、今後も継続する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①補助対象経費 バス借上げ料、有料道路通行料、傷害保険料、苗木・肥料代、会場借り上げ料、指導者謝礼金等 ②算定方法・考え方 水源地域での植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等の活動を含む事業の場合は、上記経費の総額の3分の2以内の額(千円未満切り捨て)、それ以外の活動の場合は2分の1の額(千円未満切り捨て)。 ※1市民団体につき、1会計年度において30万円を限度とする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	2 件	2 件		
	900 千円	166 千円	165 千円	145 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	【交付実績】 交付団体2件 交付件数2件(実施先:市内1件、朝倉市1件) 交付金額166,000円 【主な事業内容】 ・水源地域での植樹等					
補助金交付 による効果	市民が主体となった水源地域との相互理解と連携を深める取り組みの推進に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。